

解説

—介護報酬について—

身体介護と家事援助の複合型を新設 支給限度は最高三十五万八千三百円

厚生省は二月十日、四月からスタートする介護保険で、保険者からサービス事業者を支払われる介護報酬の単価などを官報に告示した。単価の水準は、昨年八月に示した仮単価に比べ、大きな変動はないが、ホームヘルプで新たに身体介護と家事援助の複合型サービスを設けた。また、要介護度別に設定される在宅サービスの支給限度額は、最重度の要介護5で一月三十五万八千三百円とした。これらが告示されたことで、介護保険の枠組みがすべて固まり、市町村はこれを受け、介護事業計画の策定や十月から徴収する保険料額の確定などを進めることになる。

医療保険の診療報酬が点数で表示されるのに対し、介護報酬は「単位」で表される。また、診療報酬は全国一律で一点当たり十円だが、介護報酬は一単位当たりの単価を変えて地域加算措置を講じるのが特徴だ。一単位当たり単価は加算のない標準地域は十円。人件費や物価が高い都市部には、四段階の加算を設け、最も高い「特別区」(東京二十三区)は、訪問系サービスが一単位当たり十・七二円、施設系サービスが同十・四八円、横浜、川崎、名古屋市などの「特甲地」は訪問系十・六円、施設系十・四円、福岡、北九州市などの「甲地」が訪問系十・三六円、施設系十・二四円、札幌、仙台、千

葉、広島市などの「乙地」が訪問系十・一八円、施設系十・一二円とした。また、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、ケアプラン作成の介護報酬については、これらとは別に、離島、山村、過疎など移動コストのかかる地域を対象に、一単位当たり十一・五円の特別加算も行う。なお、この離島・山村加算については、保険料の上昇につながるよう、対象市町村に対し追加財源が国から交付される。さらに、高齢者が支払うサービス利用料も、通常地域が実費の一〇%であるのに対し、離島・山村加算対象地域では九%とする負担軽減措置を講じ、その費用は国から助成される。

具体的な介護報酬を一単位当たり十円の標準値で見ると、まず訪問介護は身体介護が三十分未満二千二百円、三十分以上一時間未満四千二百円、一時間以上一時間未満五千八百四十円、一時間半以上は三十分増すことに二千九百九十円を追加する。家事援助は三十分以上一時間未満千五百三十円、一時間以上一時間半未満二千二百二十円、一時間半以上は三十分増すことに八百三十円と、仮単価と同額にした。

一方、訪問介護では、身体介護と家事援助を厳密に区分するのは難しいケースも多いことから、両者を折衷した複合型サービスを新設した。報酬は三十分以上一時間未満二千七百八十円、一時間以上一時間半未満四千三百十円、一時間半以上は三十分増すことに千五百十円と、それぞれ身体介護と家事援助の単価を足して二で割った水準になっている。複合型サービスをケアプランでどのように位置づけるかは、一回のサービスに身体介護がどの程度含まれるかを目安とする。身体介護は、体位交換や移動介助などの動作介護、はいせつ介助、更衣介助、整容介助など身の回り介護、入浴介助、食事介助などの生活介護に分けられ

る。ただ、個々のサービスを時間で細かく区切るのは困難なことから、身の回り介護や生活介護を中心に行い、残り時間を家事援助に充てるケースは「身体介護」、もっぱら家事援助を提供し、それに伴う動作介助を行う場合は「家事援助」、これらの中間的なケースを「複合型」という考え方で分類する。また、現実には長時間のサービスになるほど、家事援助の割合が増えていくため、ケアプラン上は身体介護や複合型のサービスと位置付けてあっても、一時間半を超える部分は家事援助の加算単価で算定することを認める。

なお、三級ヘルパーがサービスを提供した場合、身体介護と折衷型では単価を五%減とする。そのほか、夜間(午後六時から午後十時まで)と早朝(午前六時から午前十時まで)は二五%、深夜(午後十時から午前六時まで)は五〇%の加算を講じる。訪問看護は、医療機関によるサービスが三十分未満三千四百三十円、三十分以上一時間未満五千五百円、一時間以上一時間半未満八千四百五十円、訪問看護ステーションによるサービスが三十分未満四千二百五十円、三十分以上一時間未満八千三百円、一時間以上一時間半未満一万九百八十円。いずれも、准看護婦がサービスを提供した場合、報酬単価は一〇%減額される。訪問介護と違い、保険適用になるの是一時間半未満のサービスまで。訪問看護のサービス内容から一時間半を超えることはあり得ないという考え

政 策

山本会長 分権推進法の延長で要望運動

からだが利用者の希望で一時間半を超えるサービスを提供した場合は超過分の費用は全額自己負担となる。通所介護は、サービス時間と利用者の要介護度の両方を加味した報酬を設定した。また、デイサービスを

ンターだけで運営している単独型、特別養護老人ホームなどに隣接、あるいは施設の一部を使って運営している併設型、単独型と併設型それぞれに痴ほう専用タイプを設定、全部で四種類とした。

全国町村会の山本会長（福岡県漆田町長）は、二月四日、首相官邸に青木幹雄内閣官房長官、古川貞二郎官房副長官を訪ね、地方分権推進法の延長についての要望を行った。

この地方分権推進法は今年七月で期限切れとなるが、真の地方分権実現には税財源の移譲や更なる市町村への事務・権限の移譲など、まだま

だ多くの問題が残っているため、去る一月二十七日の理事会において「地方分権推進法の延長に関する要望」を決定し、正副会長が自由民主党及び自治省幹部に要望運動を行った（本誌前号に詳報掲載）もので、今回更に山本会長が要請運動を行ったものである。



青木官房長官(左)と山本会長



古川官房副長官(右)と山本会長

最も一般的な痴ほう専用ではない併設型は、三時間以上四時間未満のサービスで、軽度の要支援が二千八百円、中度の要介護1・2が三千三百円、重度の要介護3・5が四千六百二十円、四時間以上六時間未満のサービスは要支援が四千元、要介護1・2が四千七百三十円、要介護3・5が六千六百円、六時間以上八時間未満のサービスで要支援が五千六百円、要介護1・2が六千六百二十円、要介護3・5が九千二百四十円となった。

短期入所生活介護は、要介護度別で一日当たりの報酬体系とした。施設のタイプは単独型と併設型で、これに職員配置のパターンとして、介護・看護職員と入所者の比率を、一対三、一対三・五、一対四・一の三種類を設け、全部で六種類の報酬となっている。

報酬額は最も一般的な職員と入所者の割合が一対三の併設型で、要支援が九千四百四十円、要介護1が九千四百二十円、要介護2が九千八百七十円、要介護3が一万三千三百十円、要介護4が一万七千六十円、要介護5が一万二千二百円。有料老人ホーム、ケアハウスなどの特定施設入所者介護は一日当たりの報酬設定で、要支援が二千三百八十円、要介護1が五千四百九十円、要介護2が六千六百六十円、要介護3が六千八百三十円、要介護4が七千五百円、要介護5が八千八百八十円で、仮単価とほぼ同じ水準となった。

ただ、グループホームは、仮単価

が低過ぎるとの意見が強かったため、各要介護度とも上積みを行った。今回の報酬は一日当たり要介護1が八千九百十円、要介護2が八千二百五十円、要介護3が八千四百十円、要介護4が八千五百七十円、要介護5が八千七百四十円で、仮単価よりも三百五十円から六百円引き上げられている。

施設サービスの報酬は、いずれも一日当たりで設定した。特別養護老人ホームは、まず入所定員が三十人超の施設と三十人以下の小規模施設に分類。さらに介護保険のスタート以前から入所している人への暫定的な報酬を入所定員三十人超、三十人以下の施設それぞれに設け、これらについて職員配置で三パターンに分けたことから、合計十二種類の報酬体系となった。

このうち、入所定員三十人以上で、介護・看護職員と入所者の比率が一対三の場合、要介護1が七千九百六十円、要介護2が八千四百十円、要介護3が八千八百五十円、要介護4が九千三百円、要介護5が九千七百四十円で仮単価に比べ百六十二円〇円低くなっている。

老人保健施設は、介護・看護職員と入所者の比率が一対三、一対三・六、二種類で報酬を設定。一対三の場合、要介護1が八千八百円、要介護2が九千三百円、要介護3が九千八百円、要介護4が一万三千三百円、要介護5が一万八千八百円で、仮単価とはほぼ同水準。

療養型病床群は、病院型 診療所

政 策

型、痴ほう疾患型、介護力強化病院型の四種類に、職員配置によるパターンを加え、全部で十四種類の報酬を設定した。

このうち、病院型で看護職員と入所者の比率が一对六、介護職員と入所者が一对四のケースで要介護1が一萬二千二百六十円、要介護2が一萬七千七百円、要介護3が一萬二千三百十円、要介護4が一萬二千五百六十円、要介護5が一萬二千九百九十円。仮単価と比べ、要介護1は百六十円、要介護2が百十円、要介護3が七十円、要介護4は四十円低くなり、要介護5は変わらない。

一方、在宅サービスの支給限度額

新任・都道府県町村会長の略歴

鹿児島県町村会は十二月一日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

鹿児島県町村会長
鹿兒島郡鹿島村長
薩摩郡鹿島村長

尾崎 嗣徳
おさき つぐ のり
昭和三年三月十日生



【住所】薩摩郡鹿島村蘭牟田一六〇八番地

【町村長に当選するまでの経歴】昭和三十七年鹿島村漁業協同組合参

は保険給付の対象になるサービス量は要介護度別に定めたもので、サービスの種類ごとに提供する事業者が異なっても、受けたサービスを合算して適用される。

まず、一カ月単位の支給限度額の対象となるのは、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、福祉用具貸与の七種類のサービス。限度額は、要支援が六万五千五百円、要介護1が十六万五千八百円、要介護2が十九万四千八百円、要介護3が二十六万七千五百円、要介護4が三十二万六千円、要介護5が三十五万八千三百円となっている。

事 四十年鹿島村議会議員 五十年鹿島村長

【町長としての当選回数】七回
【町村会関係の経歴】平成十一年薩摩郡町村会長

【主な業績】新庁舎建設 特別養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター建設 自衛隊による屋内ドーム建設地の造成 地域し尿処理施設整備 漁村留學制度によるうみねこ留學生の受け入れ 浅海漁場開発事業、小牟田地区農地開発事業の整備

蘭牟田漁港小牟田工区の着工 コミュニティプールの建設 健康交流広場の整備 緊急用ヘリポートの整備 簡易水道大崩ダム建設 林道大崩線、西崎線、円崎線開発 学校調理場、幼稚園舎建設

【趣味】麻雀、読書
【家族】娘

ただし、これらは介護報酬を一単位当たり十円と算定した標準値。支給限度額の管理は介護報酬の単位を基準に行われるため、介護報酬に加算が講じられる地域でも、受けられるサービスの量は上限は変わらない。

支給限度額は、厚生省が示している在宅サービスの標準的な利用モデル十七種類のうち、各要介護度で最も費用のかかるモデルを適用したケースを基準に算定した。利用者が希望すれば、支給限度額を超えるサービスを受けることもできるが、その場合、超過分には保険が適用されない。

短期入所サービスは、六カ月ごとに支給限度が設定され、要支援が一週間、要介護1・2が二週間、要介護3・4が三週間、要介護5は六週間となる。

仮単価をまとめた時点で、支給限度額に近いものとして示された「平均利用額」は、要支援が六万四千円、要介護1が十七万円、要介護2が二十万円、要介護3が二十七万四千円、要介護4が三十一万三千円、要介護5が三十六万八千円となっている。いずれも今回示された支給限度額より高いが、支給限度額は地域加算を考へに入れていないのに対し、平均利用額は地域加算を勘案した全国平均値であるため若干高めになっており、金額としてはほとんど変わっていない。

その上、仮単価時点の平均利用額は、七種類の訪問・通所系サービスに加え、短期入所サービスも計算に入

れたものだった。今回の支給限度額は、短期入所を別枠としているため、訪問・通所系サービスは、その分だけ利用枠が拡大されたことになる。

短期入所は独り暮らしの高齢者などは利用しないことも多く、支給限度額に短期入所を含めると、被保険者の生活形態によって有利不利が生じる。特に、短期入所は訪問・通所サービスに比べ費用が割高なため、要介護度が低い人が短期入所を利用した月は、訪問・通所サービスの利用できる枠が極端に少なくなってしまう。そこで、短期入所を別枠として、支給限度額は訪問・通所サービスだけを対象とすることにした。

ただ、そうすると短期入所を一週間利用した月では、残り三週間中訪問・通所サービスを支給限度額いっぱいまで使うことができる。特に、最重度の要介護5では、六カ月間で六週間、つまり毎月一週間の短期入所を利用できる。残り三週間で支給限度額の三十五万八千三百円まで訪問・サービスを利用すれば、短期入所一週間分(八万二千円)も入れて一カ月間に四十四万四五百円のサービス受給が可能になる。

多くの高齢者が、こうした利用をすれば、保険料の上昇を招きかねない。このため、厚生省は「短期入所を使った月に、訪問・通所系サービスを限度額いっぱい詰め込むような偏ったケアプランを作らないよう、(市町村を通じて)居宅介護支援事業者を指導する」としている。

(時事通信社 武部 隆)

フォーラム

平成10年度 潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰

まちづくり一般



現地レポート

宮崎県

都 農 町

ワインの香りのする田園交響都市 つの ～“ワインづくり”にかけた町おこし～

都農町は宮崎県のほぼ中央部に位置し、東に日向灘を臨み、西は尾鈴の山並みが連なる、風光明媚なところでもあります。この尾鈴連山には、日本の滝百選に選ばれた『矢研の滝』をはじめ大小三十余の滝があり、名勝尾鈴山瀑布群として国の指定を受けており、四季折々にその自然美を堪能させてくれます。

本町の面積は一〇二・六六平方メートルで、人口は二二、八〇〇余名であり、農業を基幹産業とする農村地帯であります。また、尾鈴連山を源流として名貴川、都農川、心見川が山地や台地の合間を東流しており、昔から本町の農業はこの川の流域で営まれてきました。

先人たちの夢を受け継いで

本町の農業の形態は温暖な気象条件を生かした早期水稲をはじめ、施設園芸（トマト、メロン、花き等）や果樹（ぶどう、みかん、なし等）、畜産（ブロイラー、肉用牛、養豚等）などの作物を導入し、わが国の食糧供給基地としての一翼を担っています。

しかし、近年本町においても、農業者の高齢化、後継者の不足、農業経営基盤の弱体化など、農業を取り巻く環境も段々厳しくなってきました。



そこで、本町では、生産基盤の整備、新しい施設・機械等の導入などの農業振興の施策を推進する一方で、生産者自身においても、経営規模の拡大を図り、栽培技術の向上や生産性向上等に努力するなど、新しい農業の方向性を模索してきました。

そんな中で、提案されたのが、本町で生産される農産物を一次、二次加工して付加価値を付けた特産品を開発・販売しようという高付加価値農業への挑戦であり、そこで、着目したのが県内一の産地であるぶどうであります。

本町のぶどう栽培は、昭和二十年代に始まりました。当時、降水量が多いため不適と言われたなかで、先人たちは、農業に夢を抱いて苗木を植え、栽培技術の確立のため試行錯誤を繰り返しながら、子から孫へと引き継ぎ、現在の地位を確立してきたのであります。

フォーラム



ぶどうの収穫

栽培面積で約一五〇畝、生産量で約一、三〇〇トンを確保するに至っています。

しかし、県内一を誇るぶどうの産地であつてもやがて他産地の生産量の増加や競争激化にともない市場価格の低迷が続ぎ、特にお盆を過ぎる頃からの、価格の下落はぶどう生産者にとっては深刻なものであります。このような状況からの脱却と高付加価値農業の推進が『ワインづくり』の構想の出発点であります。

また、この挑戦は停滞する農業への活力と町民参加による町づくりの気運を高めるための挑戦でもありました。

ワインができるまで

『ワインづくり』と一言で言っても、クリアしなければならぬ課題は山積しており、全くゼロからのスタートでありました。

昭和六十三年にワイン原料対策調査班を設置し、可能性を探るための各種研究や先進地研修等を重ねながら、平成元年には町有のぶどう栽培試験圃(面積：一・二畝、栽培品種：マスカットペリーA、セーベル、セミヨン等)を確保し、ワインの専用種の栽培適地試験を行なってきました。平成三年からは宮崎県食品加工研究センターとワイン開発の共同研究等を平成五年まで実施し、各種の研究デー



地元産ぶどう一〇〇%使用した芳醇な都農ワイン

ワインを求めて並ぶ人たち



ターを蓄積してきました。

また、一方では平成六年二月には第三セクター有限会社都農ワインおよび有限会社社内農業生産組合を設立し、ワイン開発のための地固めを着々と進めながら、平成七年八月からはワイナリーの建設に着手し、翌年五月にワイナリー並びに醸造設備を完了させ、同年八月に果実酒製造免許を付与していただきました。

ワインづくりと情報発信

都農町における記念すべきワインの醸造及び販売の開始は、平成八年十一月であります。関係者にとって期待と不安の船出でありました。本町産のぶどうを原料とし

て醸造したワインは、約三〇、〇〇〇本でありましたが、発売後四十四日で完売するという大盛況でありました。平成九年産ワインについては約九〇、〇〇〇本、平成十年産ワインについても約一〇五、〇〇〇本を発売後二カ月で完売するという盛況ぶりです。大変な好評をいただいております。

お一人様二本までという限定販売というのにもかかわらず、連日ワインを求めて早朝より、長蛇の列ができる様子に、関係者一同うれしい悲鳴をあげながら、対応している状況であります。

これらの大きな反響は、長年培ったぶどう栽培の伝統技術と、ワイン開発という新しい発想、そして醸造技術の連携が実を結んだ結果であります。

また、地元で開発されたワインは町民にとつても、自慢できる新しい特産品として認められ、定着しつつあります。そのことが、町民の町づくりへの参加の気運を大いに高めており、各方面に波及効果を与えていることは本当に喜ばしいことでもあります。今後とも、地元産ぶどう一〇〇%を原料とするワインにこだわりながら、「造る人の顔が見える」「ふるさとの香りがする」ワインづくりを推進していく一方で、環境に優しいワ

フォーラム

インづくりを念頭に全国に向けて情報発信したいと考えております。

また、雄大な太平洋や尾鈴の山並みを一望できる、牧内台地に設置された都農ワイナリーは、平成九年四月にワインレストラン・ソネットの整備をもって、グランドオープンの運びとなり、新しい観光スポットとして脚光を浴びるようになり、町民をもちろんのこと県内外より多くの観光客で賑わっております。

二十一世紀への新たな挑戦

二十一世紀を目前にして、今、地球規模で環境問題が大きくク



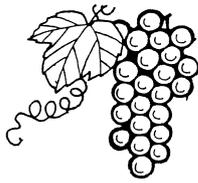
都農ワイナリー全景

ローズアップされる中で、本町は「飽食と環境破壊」からの脱却を行い、「自然との共生」を基本とする環境に優しい町づくりを目指して

- (1) 生ゴミを燃やさず、資源化(微生物利用)を図り、農地に還元する循環型農業の推進
- (2) 食の安全性と消費者ニーズに対応した有機農業の推進
- (3) 都市と農村の交流を図る、グリーンツーリズムの推進

以上のような事業を今後とも行政と町民が一体となって推進していきたいと考えております。このことは、まさに二十一世紀に向けて本町が目指す都農町の将来像であり、「心が通い合う生き生きとしたふるさとづくり」二十一世紀にはばたく美しき田園交響都市……の「」であります。

(都農町長 河野通継)



活 動

平成10年度 町村有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二二三条の二第一項の規定に基づいて町村有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。昨年九月十六日開催の評議員会において、平成十年度事業概要及び決算について認定をえたので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、町村有物件災害共済規約の、『地方自治法同条第二項に定める通知および公示は全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う』との定めによるものである。

建物災害共済事業

町村有建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二二三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町

村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大の協力を得て事業は逐年向上し、事業基盤は安定をみている。事業の運営にあたっては、内容の拡大と制度の充実に努め、また、再三にわたって共済基金分担金基率の引下げを行うとともに給付内容の改善をはかり、共済委託町村の財政負担の軽減に努めているところである。

本年度の収支状況は、収入額二二億五、一五三万余円(前年度比四・四%増)、支出額一〇五億六、三七〇万余円(前年度比二四・二%増)で一五億八、七八三万余円の剰余金となった。この剰余金については、規約及び配分金規定にもとづき、その二分の一を運営準備積立金に繰入、二分の一を都道府県町村会に配分金として支出した。本年度の受託及び罹災状況等は次のとおりである。

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成10年度, 平成9年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担額.

注 収入分担金にはガラス共済分を含む。

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成10年度, 平成9年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 4 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係, 役場庁舎, 医療施設, etc.

注 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、()は各用途別区分の分担金収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 4 columns: 区分, 平成10年度, 平成9年度, 比較増減. Rows include 件数, 災害見舞金給付額.

表(5) 消防設備資金貸付状況

Table with 5 columns: 貸付年度, 貸付件数, 貸付額, 償還済額, 本年度未貸付残金. Rows from 平成4年 to 平成10年.

- 1、受託状況
本年度の受託実績は表(1)のとおりである。
受託件数は三七二、八五一件で、前年度比六、六七六件(一・八%)の増となった。また共済責任額は前年度比三兆五、三五七億余円(一一・六%)増の三兆六、〇二億余円となった。収入分担金は八八億一、八三三万余円で前年度実績八三億二、二四四万余円に比し四億九、五九三万余円(六・〇%)の増となった。
2、罹災状況
本年度の罹災状況は表(2)に示すとおりである。建物共済(ガラス共済分を含む)における罹災件数は三、三三三件で、前年度より一、五六三件(八八・九%)の増、支払共済金においては、前年度より一八億九、二一万余円(八〇・一%)増の四〇億五、〇六三万余円となった。
なお、収入分担金(ガラス共済分を含む)八八億一、八三三万余円に対する損害率は四五・九%である。
3、用途別罹災状況
用途別の罹災状況は表(3)のとおりである。支払共済金においては、学校関係が依然多くなっているが、用途別の損害率においては、近年、住宅、環境衛生施設が高くなってきている。
用途別の一罹災当りの平均支払共済金額は一、二二八、六〇一円となっている。
4、災害見舞金
災害見舞金は自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、本年度においては表(4)のとおりである。
5、諸積立金
本年度末における基金積立金(財産

活 動

表(6) 平成10年度建物災害共済事業損益計算書(概要)

Table with 4 columns: 損失の部 (科目, 金額), 利益の部 (科目, 金額). Rows include 会議費, 事務所費, 事業費, 事業創設50周年記念事業費, 財産費, 次年度責任準備金繰入金, 諸支出金, 共済基金分担金収入, 財産収入, 他会計繰入金, 雑収入, 前年度責任準備金戻入.

表(7) 自動車共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 車両共済, 賠償対物, 共済対人, 合計. Rows for 平成10年度, 平成9年度, and 比較増減%.

表(8) 自動車共済損害状況

Table with 5 columns: 区分, 車両共済, 賠償対物, 共済対人, 合計. Rows for 平成10年度, 平成9年度, and 比較増減%.

表(9) 平成10年度自動車損害共済事業損益計算書(概要)

Table with 4 columns: 損失の部 (科目, 金額), 利益の部 (科目, 金額). Rows include 会議費, 事務所費, 事業費, 財産費, 次年度責任準備金繰入金, 諸支出金, 共済基金分担金収入, 財産収入, 他会計繰入金, 雑収入, 前年度責任準備金戻入.

収入をもって造成)および運営準備積立金(事業剰余金の二分の一の積立)の総額は四億五、三二〇余円となっており、その内訳は、基金積立金二億七、八〇九万余円、運営準備積立金一億八、七二一万余円である。

自動車損害共済事業

町村有自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、町村有建物共済事業と同様、地方自治法第二六三条の

二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十三年十月発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大の協力を得て事業は逐年向上し、事業基盤は安定をみている。

前年度比一、八五〇万余円(一・六%)増となった。また、賠償共済においては対物賠償共済一五三、一八五万台で前年度比二、〇六五台(一・四%)、対人賠償共済一五二、五七四万台で、前年度比二、一〇九台(一・四%)それぞれ増加し、収入分担金は対物賠償共済一億三、七六五万余円で前年度比三、六一五万余円(三・三%)、対人賠償共済七億五、七四二万余円で、前年度比一、七二五万余円(二・三%)それぞれ増加した。

本年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)および運営準備積立金(事業剰余金の二分の一の積立)の総額は一三四億六、二五六万余円となり、その内訳は、基金積立金二億七、九四四万余円、運営準備積立金一〇七億三、三二二万余円である。

随 想

地球でいちばん素敵な
いなかまち

岐阜県町村会長
武儀町長
熊澤昌之

日本まん真ん中、岐阜県の中央部に位置し全国の人口重心地にもあたる人口四千五百人余、面積六五・二七^{km}の武儀町が私の町です。

元号が昭和から平成に改められた時、私の町は、元号と同字の地名「平成」が全国で唯一存在することから、一躍脚光を浴びた町でもあります。町ではこれを起爆剤に日本平成村を立村し、平成三年一月八日（一月八日は元号が制定された記念日）の立村式には、日本平成村村長に就任をお願いした女優の三田佳子さん、小淵総理大臣（当時官房長官）を迎え盛大に行いました。

元号と同字の平成地区には、ふるさと創生資金を活用し、昭和から平成へのかけはし「元号橋」を完成しました。

激動の昭和が終わり平成の時代

には何が求められるのかを考え、

日本平成村の構想は、「人と自然の共生」をテーマに「地球でいちばん素敵ないなかまち」をキャッチフレーズに掲げ、住民総参加で「エコピア」運動を推進することになりました。

「エコピア」とは、地球環境を考えるエコロジー（ECOLOGY）と情報発信をこだまに託したエコ（ECHO）に理想郷ユートピア（UTOPIA）を合わせた造語です。

- 一、地球にやさしい町づくり
- 一、人にやさしい町づくり
- 一、武儀にこだわる町づくり

私は、日本平成村エコピア運動のひとつとして、地球にやさしい町づくりを目指し、全町下水道完備を進めています。地球温暖化による河川水の減少は水質悪化につ

ながり、清流長良川の上流地域に住む私共がまずやらなければならぬ仕事として、上下水道の整備を公約のひとつに掲げました。この実現に向け、全町下水道マップを作成し、いち早く事業に着手し、平成十二年度末には全町全戸に農業集落排水事業による下水道本管工事の埋設、処理場の建設が完了します。今後は、各家庭の水洗化を呼びかけ、平成十五年度には全戸加入を目標にしています。

次に、人にやさしい町づくりとして日本平成村花街道センター、平成ふれあいドーム、エコピアセンター、シイタケ生産販売所（原木栽培）を一箇所にまとめて建設し、併せて道の駅の認定も受けました。この観光拠点では、町特産のシイタケ、椎茸すなつく（生シイタケの加工菓子）等の販売、朝市の開設、観光情報の提供、雨天も利用可能なドームでのミニイベント、ゲートボール、フリーマーケットなどを行い、年間の利用者は町の人口の百倍に近い四十万人が訪れ、人と人とのふれあいや来訪者との交流が進み、町の活性化と高齢者のいきがいにも結びついています。

三つ目に武儀にこだわる町づくりとして、生涯学習センター（文化ホール、図書館、体育館の三点

セット）を建設し、町民だれもが気軽に利用でき、文化活動、サークル活動、伝統芸能の育成に活用しています。利用者は幼児から高齢者まで幅広く、毎日五千人以上の人々が利用し、交流の場としても活用の広がりが見られます。

こうして、「地球でいちばん素敵ないなかまち」日本平成村エコピア構想は着実に進んでいます。

森林組合長、議会議員三期を経て、町長として現在三期目が始まったばかりで、昨年六月から県の町村会長の職にありますが、朝晩の山の風景、四季折々の山の姿は私の忙しい毎日の心をいやしてくれます。

しかし、現在の林業をとりまく現状は極めて厳しく、木材価格の低迷、後継者不足等は山林の荒廃、自然環境の崩壊にもつながり、災害に強い山づくり、健全な国土保全のためにも都市と山村、上流地域と下流地域が今後より深い連携を持って、山林を見直すべきと考えています。

水の源となる山林に、国、県が手厚い補助制度を確立し、国民が山林に目を向け感謝する時代こそ、エコロジー、平成の時代ではないでしょうか。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

自治体の勤務条件の調査結果まとめ 自治省

自治省はこのほど平成十年度の地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果を発表した。

それによると、完全週休二日制は全ての団体で実施されており、一週間の勤務時間は八割以上の団体が国に準じて定めている。

年次有給休暇の平均使用日数は、一・六日(町村は一〇・二日)とほぼ前年並みとなっている。

また、介護休暇を取得した職員は、三、六〇六人で、このうち男性職員が五〇六人、女性職員が三、一〇〇人と女性が全体の八六・〇%を占めている。

介護の対象をみると、男性職員では自分の父母が三七・〇%と一番多く、次いで配偶者が三三・八%、子供二六・七%の順となっており、女性職員は自分の父母三九・五%、子供三五・四%、配偶者一四・五%の順となっている。介護休暇の期間は、「一カ月以下」が全体の四五・〇%で最多、次いで「二カ月超〜三カ月以下」二七・八%、「一カ月超〜三カ月以下」二〇・六%と続き、「三カ月超」は六・六%となっている。

このほか一歳に満たない子を養育するために取得する育児休業については、対象となる女性職員七二、六三七人のうち六三、七三四人(八七・七%)が取得している。前年より五九三人増加し、取得率も一・二ポイント上昇しており、年々制度の活用が進んでいる。なお、男性職員も一〇一人(前年度八〇人)が育児休業を取得している。

平成十二年度補助金等の概要 大蔵省

大蔵省は一月二十七日、平成十二年度予算案における補助金等の概要をまとめた。

これによると、補助金等の総額は、介護保険導入に伴う社会保険関係の負担金・交付金などが増えた結果、対前年度比三・三%増の二〇兆六、九六九億円となった。

主要経費別にみると、社会保障関係費が介護保険導入に伴う介護給付費負担金や同財政調整交付金の創設により同三・七%増の九兆五、一三六億円と、文教・科学振興費同〇・三%増、四兆八二二億円(公共事業関係費(同二・一%増、四兆二、四三五億円)といった主要三経費の中で最も高い伸びを示している)。

交付先の内訳については、地方公共団体が同二・九%増の一六兆八、八九一億円、特殊法人等が同三・二%増の二兆九、三二二億円、民間団体等が同〇・七%増の八、七五七億円となっており、民間団体向けが伸びたのは、雇用促進関係での民間向け補助金の拡充などのため。また「その他補助金等」については同二・三%、六、五八一億円の減となり、一割カットの目標を達成した。

補助金の整理合理化については、新規分一九五件、一兆六、一三一億円を計上、また特別養護老人ホーム保護費負担金など二三三件を廃止したり、統合・メニュー化等を行った結果、整理合理化件数は一、六六一件、額にして一兆四、三三六億円となり、補助金等の総件数は二、四三三件と同九四件減となった。

「ふるさとプラザ東京」 東京駅前にリニューアルオープン

(財)ふるさと情報センターが運営している「ふるさとプラザ東京」は、渋谷区の前宿から東京駅八重洲口近くの「八重洲ダイビル」一階に移転し、二〇〇〇年二月一日、新装オープンした。

プラザ東京では、昨年十二月をもって全国各市町村の出店等による展示販売を終了させ、グリーンツーリズムなど都市と農山漁村の交流を支援するという点から、情報と実行とをつなぐ仲介役(コーディネーター)の拠点として位置付け、中山間地市町村が実施する各種取り組みを支援していくことになる。

今後の業務として①都市生活者等への情報提供の強化を図るため、インターネットの充実強化、出版物の定期的な発行、マスコミへの広報活動を積極的に推進する②ふるさと情報に関するデータバンクとして、都市生活者や企業、マスコミ関係者から信頼される効果的な相談サービス活動を実施する③都市との農山漁村の交流促進及びふるさと産品の実需者と生産者を結びコーディネート活動を強化する等としている。

各町村の皆様には是非、上京の折は「プラザ東京」にお立ち寄り頂くことを期待している。

住所 東京都中央区京橋一―一―
八重洲ダイビル一階
TEL 〇三―三五四八―二三一〇
FAX 〇三―三五四八―二三一六